

平成17年7月15日

文部科学大臣  
中山成彬 殿  
厚生労働大臣  
尾辻秀久 殿

社団法人国立大学協会  
会長 相澤益男

### 国立大学附属病院が抱える諸問題について（要望）

国立大学附属病院（以下「大学病院」という。）は、高度先進医療の開発と提供、地域の中核医療機関としての良質で安全な医療の提供、医療専門職の育成と地域への供給、トランスレーショナル・リサーチ(TR)や治験等の臨床研究の推進等を使命としています。これらの使命達成のために、各大学病院ではこれまでも相当の運営努力がなされ、我が国の医学・医療レベルの向上に大きな役割を果たしてきました。

一方、従来から我が国の大学病院には、診療スタッフの不足と低待遇、臨床研究推進のための環境整備の遅れ、組織的な教育・研修体制の不十分さなど様々な構造的問題が存在し、それらが病院や個人の献身的努力により補完され、大学病院としての機能が維持されてきた面があります。これらの構造的問題は、今回の国立大学の法人化、新医師臨床研修制度、新診療報酬体系(DPC)等の新制度の導入をきっかけとして、一気に表面化することとなりました。こうした問題に適切に対応しなければ、大学病院の若手医師への求心力が低下するとともに地域への医師供給がさらに困難となり、また、研究の担い手が集まらなければ、我が国全体の医学・医療教育研究レベルの低下を招くこととなります。

このような厳しい状況の中で、大学病院を有する国立大学法人では、病院経営改善係数への対応等を通じて、例えば、平均在院日数の短縮、新入院・外来患者数の増及び手術件数の増などの病院経営の改善・効率化を実現しつつ、大学病院の使命を達成するために懸命の努力を行っているところです。

しかしながら、このような国立大学法人の自助努力だけでは解決できない事項も存在しますので、自主・自律性に基づく各法人の経営を支援する観点から別紙「要望事項」について格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

## 要 望 事 項

### 1 . 社会から求められる病院機能の向上を図るための制度改革

大学病院における診療の特性を踏まえ、診療に携わる教員は全て専門業務型裁量労働制の対象外であるという運用を改め、教育・研究活動を主たる業務とする教員に対して、各法人の判断により同制度の適用が可能となるように制度運用の弾力化を図ること。

新医師臨床研修制度による第一期の研修医が、平成18年3月に2年間の研修期間を修了することから、これらの医師に対して継続的かつ専門的な臨床教育・研修を行うための体制整備を図ること。

欧米諸国に比較して遅れをとっているトランスレーショナル・リサーチ(TR)や治験などの臨床研究体制の整備を図ること。

地域における救急医の養成・確保及び救急医療体制の整備等を一層推進するため、地方自治体からの主体的な財政支援が可能となるように、地方財政再建促進特別措置法の運用の弾力化について検討すること。

高額医療機器の迅速な購入などが可能となるように政府調達制度の弾力化について検討すること。

### 2 . 地域の中核医療機関としての診療体制の確保

地域の中核医療機関としての診療体制を確保するため、他の同規模医療機関とのバランスも考慮しつつ、医員などの待遇改善を可能とする運営費交付金の一層の充実を図ること。

大学病院が高度医療等を実現し、地域の中核医療機関として役割を果たすために、病院再開発や大型診療機器の整備のための財政措置を図ること。